

省 令

○農林水産省令第二十四号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）  
第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規  
則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成九年四月一日

農林水産大臣 藤本 孝雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第  
七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第三号に掲げる飛行場」を「第  
三号に掲げる港及び第四号に掲げる飛行場」に改

め、同項三号中「山形空港」の下に「庄内空港」  
を、「鳥取空港」の下に「美保飛行場」を加え、  
同号を同項第四号とし、同項二号の次に次の一  
号を加える。

三 稚内港

附 則

この省令は、公布の日から施行する。